

令和元年度答申第37号
令和元年9月27日

諮問番号 令和元年度諮問第31号（令和元年8月28日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 労働者災害補償保険法31条1項に基づく費用徴収決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が元請けとして請け負った2階建て建屋（鉄骨造の自動車整備工場）の新築工事（以下「本件工事」という。）において、その2次下請けであったP社に雇用されていた労働者の業務上の死亡事故（以下「本件事故」という。）について休業補償給付（未支給の保険給付分）、葬祭料、遺族補償一時金及び遺族補償年金の支給がされたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、本件事故は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）31条1項3号に規定する「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するとして、同項の規定に基づき当該支給に要した費用に相当する金額の一部を審査請求人から徴収する各決定（以下「本件各決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 労災保険法31条1項は、政府は、事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故（同項3号）について保険給付を行ったときは、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる」と規定している。
- (2) 労災保険法30条は、労働者災害補償保険事業に要する費用にあてるため政府が徴収する保険料については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号。以下「徴収法」という。）の定めるところによると規定しているところ、徴収法8条1項は、厚生労働省令で定める事業が数次の請負によって行われる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とするとし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和47年労働省令第8号）7条は、徴収法8条1項の厚生労働省令で定める事業は、労災保険に係る保険関係が成立している事業のうち建設の事業とすると規定している。
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）31条1項は、特定事業（安衛法15条1項において「建設業その他政令で定める業種に属する事業」とされている。）の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料（以下「建設物等」という。）を、当該仕事を行う場所においてその請負人（当該仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含む。）の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないと規定している。

そして、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）653条1項本文は、注文者は、安衛法31条1項の場合において、請負人の労働者に、作業床、物品揚卸口、ピット、坑又は船舶のハッチを使用させるときは、これらの建設物等の高さが2メートル以上の箇所では墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと、また、同項ただし書は、囲い、手すり、覆い等を設けることが作業の性質上困難なときはこの限りでないと規定している。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) Q（以下「本件労働者」という。）は、審査請求人が元請けとして請け

負った本件工事の2次下請けであったP社に雇用されていた者であるが、平成30年1月10日、本件工事における2階建て建屋の鉄骨組立作業において、建屋に設置された地上5.21メートル以上の高さのある外部足場を作業床として使用し、胴縁ボルトの本締め作業等に従事していたところ、同所からコンクリート土間上に墜落し、頭蓋骨骨折、外傷性くも膜下出血等を受傷し、同年2月27日に死亡した。

(決裁文書「労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収について」、災害調査復命書、休業補償給付支給請求書)

- (2) 本件労働者の母であるRが、B労働基準監督署長(以下「本件労基署長」という。)に対し、平成30年3月28日に休業補償給付(未支給の保険給付分)及び葬祭料の請求をし、同年4月2日に遺族補償一時金の請求をし、また、本件労働者の弟であるSが、同月12日に遺族補償年金の請求をしたところ、本件労基署長は、同月6日に休業補償給付(未支給の保険給付分)を、同年5月2日に葬祭料を、同月9日に遺族補償一時金を、同年6月15日に遺族補償年金を支給した。

(休業補償給付支給請求書、未支給の保険給付支給請求書、葬祭料請求書、遺族補償一時金支給請求書、遺族補償年金支給請求書、労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書)

- (3) 処分庁は、審査請求人に対し、平成30年11月30日付けで、「労働者災害補償保険法第31条第1項第3号の規定に該当すると認められる」として、同項の規定に基づき審査請求人から上記(2)の支給に要した費用に相当する金額の一部を徴収する本件各決定をした。

(労働者災害補償保険法第31条の規定に基づく費用徴収の決定通知書)

- (4) 審査請求人は、審査庁に対し、平成31年2月28日付け審査請求書にて、本件各決定の取消しを求めて本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (5) 審査庁は、令和元年8月28日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、諮問した。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 安衛法違反が、当然に労災保険法31条1項3号の「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故」に該当するものではなく、処分庁提出の平成31年4月17日付け弁明書では、本件事故が、

安衛法31条1項、安衛則653条1項に違反していることを主張しているものの、それがいかなる理由により「事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害」であるのかについて、全く述べられていない。特に、本件では「重大な過失」の有無が問題となるどころ、当該弁明書において、いかなる理由で「重大な過失」を認定したのかについて、全く説明がなされていない。

- (2) 安衛法31条1項における「当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じ」たか否かは、その文言だけでは抽象的であり、どのような場合に同項に違反しているかは必ずしも明確ではない。

また、安衛則653条1項は、「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ」に限定して、「囲い、手すり、覆い等」の設置を義務付けるものであるが、「墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところ」とは抽象的な概念であり、必ずしも内容は明確ではない。

- (3) 本件事故発生時、本件労働者は、ハーネス型安全帯を装着していたが、フックを親綱等に掛けて使用せずに作業を行っていた。この点、裁判例（長崎地判昭和30年3月4日労民集6巻3号339頁）では、電撃による衝撃が発端となり足場の不安定と動揺から労働者が墜落死した事故において、使用者側に命綱を着用させなかった等の義務違反がある場合において重過失が否定されたものがあるところ、本件労働者はハーネス型安全帯を装着しており、命綱を着用させていなかった当該裁判例の事案よりも過失の程度が低いことが明らかである。

また、審査請求人の従業員であり、本件工場の現場の責任者であるT（以下「本件現場代理人」という。）は、本件工場の現場において、危険予知活動及びリスクアセスメントには、一応取り組んでおり、また、審査請求人の代表取締役であるUも、本件現場代理人に対して、危険な作業を行わないようにと指示をしていたのであるから、審査請求人が何らの安全対策もとっていないものではないことは明らかであり、重過失があるとまではいえないことも明らかである。

第2 審査庁の諮問に係る判断の要旨

審査庁の判断は、おおむね次のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- (1) 安衛法31条1項及び安衛則653条1項は、労働者の墜落災害防止のための直接かつ具体的な措置規定である。

- (2) 本件事故の直接原因は、本件労働者の作業箇所であった高さ2メートル以上の作業床の内側（建屋躯体側）に、「囲い」や「手すり等」の墜落防止措置が全く講じられていなかったことであり、その作業計画も講じられていなかったことから、審査請求人が法令に明白に違反しているものと認められる。
- (3) 審査請求人は、本件現場代理人やP社に対して危険予知活動及びリスクアセスメントの実施を指示していなかった。

審査請求人は、本件現場代理人に対して危険な作業を行わないよう指示していた等述べるが、審査請求人提出の令和元年6月15日付け反論書添付の本件現場代理人の供述調書によると、審査請求人は、月2、3回ほど現場に来て本件現場代理人に「危険な作業を行わないように」と指示するのみで、本件工事の現場の外部足場の内側に手すりや安全ネットを設けるなどの具体的な転落防止措置等を講じなかった。

また、審査請求人が安全管理活動として巡回パトロール等を行っていなかったことが認められる。

上記により、審査請求人の指示は具体性を欠き、事故の防止に寄与し得る一定の措置を講じていたものとは認められない。

- (4) 労災保険法31条1項3号は、事業主が重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故に係る保険給付に対する費用徴収について規定しているところ、本件は、「労働者災害補償保険法第25条（事業主からの費用徴収）の規定の取扱いについて」（昭和47年9月30日付け基発第643号労働省労働基準局長通達。注：同法第25条は現行の同法第31条）の記の2の(1)のイ（法令に危害防止のための直接的かつ具体的な措置が規定されている場合に、事業主が当該規定に明白に違反したため、事故を発生させたと認められるとき）に該当することから、費用徴収事案に該当する。よって、処分庁が審査請求人に対して行った本件各決定は妥当であり、本件審査請求人には理由がないため、棄却されるべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

2 本件各決定の適法性及び妥当性について

審査請求人は、特定事業の仕事である本件工事を自ら行う注文者で、数次の請負によって行われる本件工事の元請負人であり、本件労働者は、本件工事の

2次下請会社に雇用されていた労働者であったところ、本件労働者は、本件工事の現場において、本件工事で建設中の建物の東面に設置された足場から転落したものである。

同建物東面には4段の足場が組まれていたが、本件労働者の落下地点の上部については、1段目と2段目の足場は設置されず開口部となっており、3段目の足場の下部に2.5段目として足場が設置され、この2.5段目の足場の地上からの高さは5.21メートルであった。

本件労働者は、上記2.5段目、3段目、4段目のいずれかの足場を作業床として使用中に転落したものであるところ、これらの足場である踏板の端と建物との間には、2.5段目については56センチメートル、3段目及び4段目についてはそれ以上の距離があり、これらの作業床を使用して作業するときは、足場と建物との間の開口部から転落する可能性があった。

したがって、本件労働者が作業していた作業床は、高さが2メートル以上の箇所、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるものであった。

このような場所での作業における労働者の墜落の危険を防止するため、安衛法31条1項及び安衛則653条1項は、特定事業の仕事を自ら行う注文者に対し、高さが2メートル以上の箇所で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところに囲い、手すり、覆い等を設けなければならない旨義務付けている。

安衛法によって事業者等に課せられた措置義務は、労働災害防止のための最低基準として定められた義務であり（安衛法3条）、特定事業の仕事を自ら行う注文者が安衛則653条1項に規定された義務を全く履行しなかったことにより労働災害が発生したときは、当該事業者ないし注文者には重大な過失があるというべきである。

審査請求人は、安衛法上の義務違反があったからといってただちに労災保険法31条1項3号の「故意又は重大な過失」があるとはいえない旨主張するが、上記のとおり安衛法上の義務は労働災害防止のための最低基準として定められた義務なのであるから、かかる義務すら全く尽くしていないのであれば、重大な過失があったというべきである。

本件においては、足場との間の開口部からの墜落を防止するための囲い、手すり、覆い等は何ら設けられていない。本件現場代理人の供述調書によれば、足場の内側（建物側）に手すりを設けることは十分可能であったと認められ、かかる措置も講じなかった審査請求人には重大な過失があったといわざるを得

ない。

3 付言

本件各決定の適法性及び妥当性を判断するに当たっては、本件事故の現場の状況を明らかにする資料が必要不可欠であるところ、審査庁が本件の諮問に当たり提出した事件記録には、本件事故の現場の状況を具体的に明らかにする実況見分調書等の資料は存在しておらず、事故現場の状況を説明する本件現場代理人の供述調書に添付されていたはずの図面及び写真も事件記録中には存在していない。当審査会において、審査庁に対し、追加資料として本件事故の現場の状況を明らかにする資料の提出を求めたものの、本件事故の現場の状況を端的に明らかにする実況見分調書等は提出されず、災害調査復命書が提出されたのみである。

審査庁が、諮問説明書において、本件労働者の作業箇所が高さ2メートル以上で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるところであったと主張するのであれば、諮問時に提出される事件記録中にそれを裏付ける資料がなければならぬが、上記の状況をみるに、審理員においても審査庁においても本件事故の現場の状況を明らかにする資料を確認せずに処分庁の主張のみで判断をしたのかという疑念を抱かざるを得ない。

審査庁が諮問説明書で主張する事実については、諮問時にそれを裏付ける資料を示すべきであり、更にいうならば、主張する事実とそれを裏付ける資料との関係をも明らかにすべきであることを十分認識し、この点改善することが強く求められる。

4 まとめ

以上によれば、本件各決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史